

令和3年12月20日

No.385

公益社団法人 中央畜産会

Japan Livestock Industry Association

〒101-0021 東京都千代田区外神田2丁目16番2号
第2デューアイシービル9階
TEL.03-6206-0846 FAX.03-5289-0890
URL <http://jlia.lin.gr.jp/cali/manage/>
E-mail jlia@jlia.jp

畜産会 経営情報

主な記事

1 畜産学習室**畜産経営における資金管理の基本と実際 第2回
—資金の種類に応じた資金調達—**

山崎農業経済研究所 山崎 政行

2 畜産学習室**消費税インボイス制度の導入と
適格請求書発行事業者の登録申請**

森税務会計事務所 森 剛一

3 畜特資金情報**令和2年度畜産特別資金等借入者に係る
経営改善状況調査結果の概要について②**

(公社)中央畜産会 資金・経営対策部

4 お知らせ**各種交付金単価の公表について**

畜産学習室

畜産経営における資金管理の基本と実際 第2回 —資金の種類に応じた資金調達—

山崎農業経済研究所 山崎 政行

モノの流れの裏側が おカネの流れ

連載2回目の今回は、資金管理の基本として、資金の種類に応じた資金調達を行うことについて説明します。

畜産経営は、家畜そのものを育てて販売する肉用牛経営、養豚経営、ブロイラー経営、家畜の繁殖活動を利用して生乳生産や鶏卵生産を行う経営などがあります。本稿では、資金管理の重要性について説明していますが、畜産経営においては、資金管理の前に、このような生産活動があるわけです。まず、さまざまな家畜に関する生産活動が行われ、それを支えるために資金が動きます。言い換える

と、モノが動くとおカネが動くわけです。モノの流れの裏側がおカネの流れ、と言えます。

畜産経営に必要なモノは、いろいろあります。もと畜、飼料、労働力、畜舎、機械等、さまざまです。実は、このようなさまざまなモノには、いくつかの性格があって、モノを購入するために資金を借り入れるような場合は、その性格に応じた資金調達を行う必要があります。例えば、高級自家用車を貯金を取り崩して現金で購入する経営者はいますが、機械の購入資金を、手元現金や償還期限1年未満の借入金で購入するようなことは、基本的には行われません。売上げの代金である手元の現金は、まず費用の支払いに充てられ、

売上げからそれらの費用を引いた額が利益になります。機械の購入代金の総額は、損益計算書に計上できる費用ではないのです。

また、本来飼料代に充てるべき手元の現金を機械購入に充てていては、いずれ飼料代の支払いに支障をきたすようになります。モノに応じておカネを区別して使う必要があります。手元にある現金を、計画も立てずに支払い続けているようなことを行っていると、生産面の変更が必要になるか、資金繰りがつかなくなってしまうのです。

おカネに色はないが 種類がある

資金を、畜産経営におけるモノの性格によって分けたものが、表1です。「運転資金」や「設備資金」という言葉は聞いたことがあるのではないのでしょうか。飼料費などのように日々使うモノの費用として支払うものが運転資金です。従業員などへの給与なども、運転資金です。

設備資金とは、機械や建物などの設備を購

入するための資金です。土地は設備とは言えないかもしれませんが、設備資金に区分されています。似た言葉で「設備投資」があります。畜産経営を規模拡大するときに、土地を購入し、畜舎を建設して、機械などを設置することなどがあります。このような投資を設備投資と言います。そして、設備投資を行うために必要な資金、土地や建物、機械などモノの購入の裏側で反対向きに流れるのが、設備資金というわけです。

運転資金と設備資金は、使いみちが違うことをお分かりいただけたと思います。さらに、運転資金、設備資金は、いずれも二つに区分できます。運転資金は、「短期運転資金」と「長期運転資金」に分けられます。運転資金を短期と長期に分けているのですが、両方とも飼料代などであったりします。同じ使いみちのようですね。実は、使いみちというより、使い方に違いがあります。また、設備資金についても、「非償却資産」と「償却資産」の二つに分けられます。区分の基準は、減価償却が可能な建物、機械などの購入資金と、減価償却ができない土地などの購入資金というように、こちらは、設備資金をさらに細かい使いみちによって分けています。

おカネに色はついていませんが、実は資金管理の面からは、いくつかの種類に分けることができます。資金の種類を意識して管理しないと、前回説明した「資金管理の鉄則」をどのように守って良いか、分からなくなってしまうのです。どういうことか、まずは運転資金から説明しましょう。

(表1) 資金の種類と例

区 分	例
運転資金	短期 運転資金 ・もと畜および飼料などの仕入れ資金 ・従業員の給与 ・納税、賞与などの臨時的な支払資金
	長期 運転資金 ・創業資金 ・規模拡大に伴う資金(増加運転資金) ・研究開発費 ・負債整理や事業転換のための資金
設備資金	非償却 資産 ・放牧地、飼料畑等農地の取得資金 ・畜舎の敷地などの取得資金
	償却 資産 ・建物や機械等固定資産等の取得、改善などにかかる資金

2種類の運転資金

表1において、運転資金は「短期運転資金」と「長期運転資金」に分けられています。短期運転資金というものが、一般に皆さんがイメージされる、いわゆる「運転資金」に該当します。どこまでの期間が短期で、どれだけの期間を超えたら長期かという、通常1年以内が短期で、1年を超えると長期となります。

経営は、特に区切れがあるわけでもなく、おカネが一度ゼロになることもないのに、「1年間」とはどうやって区切るのでしょうか。

それは、決算時期の考え方で整理します。つまり、毎年同じ規模で経営している酪農経営などでは、大体同じ量の飼料を与えます。飼料代の単価は変わったりしますが、飼料は毎期の1年の決算期間の間、大体同じ量を消費します。そして、飼料代は生乳の販売代金から支払うこととなります。

ところが、これから酪農を始めようとか、第二牧場を取得して一気に規模を拡大するようなどきは、数ヵ月から1年間程度、搾れない牛に投与する飼料代と生乳代金の入金がバランスしません。このようなどきの、創業資金や増加運転資金と言われるものは、同じ決算期間内の生乳販売代金だけでは支払えないのです。

このようなどきの飼料代は、長期運転資金と呼ばれることとなります。肥育牛や養豚、養鶏の場合でも、同じことが言えます。

「長期運転資金」とは何か

同じ飼料代でも、短期運転資金と長期運転資金の2種類がある？頭の中がこんがらがってきましたか？飼料代や従業員の給与、納税や賞与など、大体同じ規模で経営している場合の1年間の決算書の中に現れてくる費用は、短期運転資金として手元の現金や借入金により手当てして問題ありません。ボーナス時期を決めている場合は、その後の売上げで返済する前提で、ボーナス分を借り入れることもあります。短期運転資金とは、1つの決算期間中の売上げなどで賄われるべき資金であり、資金繰りのために一時的に必要な資金を言います。

一方、長期運転資金とは、同じ飼料代でも、規模拡大部分はその年の販売代金から回収できないので、借入金で支払う場合でも短期(1年以内)の借入れでは返済ができません。将来の売上げとその年の通常の生産費の差の利益で返済する計画を立てて、実際そのように返済していく必要があります。これを短期借入金で調達すると、当然1年以内では返済できず、借入金が底だまりしていきます(固定化負債になります)。無理して借入金の返済に現金を使うと、本来現金を使う計画だった部分に現金が回らず、例えば繁殖成績に影響が出てしまうようなことさえあるのです。

このように、創業資金や増加運転資金は、その期の売上げからは回収できないので、長期に運用できることが必要です。したがって、借入金で賄う場合は長期借入金で調達すべき

資金なのです。短期運転資金が、資金繰りのための資金と言われるのに対し、長期運転資金は、経営の維持発展のために必要な資金、と呼ばれます。同じ飼料代でも、経営の展開の中で使われ方が違うことがお分かりいただけますか。同じ使いみちでも、資金の種類が違っていますので、資金調達の方法も、短期と長期というように違ってきます。

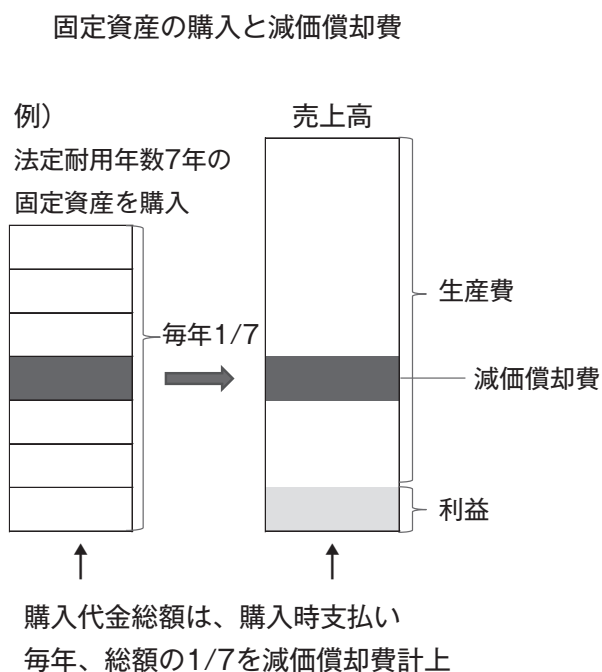
設備資金と減価償却費

表1では、設備資金についても2種類に分けています。一つは、牧草地、飼料畑、畜舎の敷地などの土地です。もう一つは、建物や機械です。建物や機械は、取得費用を法定耐用年数で割った金額を「減価償却費」として費用に計上することが認められています（定額法）。このことから、建物や機械は償却資

産とも呼ばれます。一方、土地代金は減価償却費として計上できません。ここでは、土地などを非償却資産と呼びます。

減価償却費の説明を通して、償却資産と非償却資産の違いを図1で説明しましょう。例えば、法定耐用年数7年、700万円の農業機械であれば、購入時に代金700万円を支払います。その後、毎年100万円を減価償却費として生産費に計上できます。つまり、代金700万円を、7年かけて販売先から回収できます。また、毎年決算書に計上する生産費としての減価償却費は、現金としては外に出ていきません。最初の購入時に支払いを終えていますから、生産費には計上するものの、現金は手元に残るのです。したがって、法定耐用年数7年、700万円の農業機械を、期間7年の長期借入金で購入した場合、毎年の返済元金は減価償却費を財源として十分償還でき

(図1) 設備資金と減価償却費



減価償却費は売上高のうちの生産費の一部であり、販売代金から回収できる費用である。

資産の購入費用は、一括して支払い済みであり、毎期費用に計上しているが、現金等が支出されることはない。

言い換えると、減価償却資産を長期借入金で調達した場合、減価償却費として計上しながら手元に残る現金を「返済財源」とすることができる！

長期借入金の「返済期間」と当該減価償却「費用の計上期間」のバランスに注意！

るのです。

一方、土地についてはどうでしょうか。償却資産ではないので、減価償却費の計上ができません。土地の取得を借入金で賄った場合、返済に土地の減価償却費を充てる、という訳にはいきません。生産費の中に返済の財源がないので、売上げから生産費を引いた残りの利益が返済財源になります。このように、同じ設備資金でも、対象が土地か建物・機械か、非償却資産か償却資産かで大きく異なります。このように種類を分けて資金管理しないと、後から大変なことになると思います。

まとめ —種類に応じた調達という資金管理—

今回は、おカネの使いみちや使い方によって資金が4種類に分けられ、種類に応じた資金調達を行う重要性を説明しました。

ある酪農経営の例です。周囲も技術の高さを認める経営者が、つなぎ50頭から200頭のフリーストールに規模拡大を図りました。技術が高いはずなのに、うまくいきません。本

人の技術の得手、不得手を指摘する声が高まりました。しかし、借入金の返済のために、現金を当初の計画にあった敷料（おが粉）などに充てられず、止めたために牛に影響が出てしまった、というような話も聞かれました。技術に課題があったかもしれませんが、資金管理にも問題があったようです。早くに資金管理の意識を持つことができているならば、具体的な対処方法も変わっていたかもしれません。畜産経営ですから、まずは生産・販売が重要です。しかし、資金管理もおろそかにしては、経営が行き詰まることもあることを忘れないでいただきたいと思います。

資金の種類に応じた調達に関するポイントを表2に整理しました。これらのことを意識した資金計画をたてることによって、資金繰りに失敗しない資金統制を実施できるのです。

今回は、もう少し具体的に資金管理の実際について説明します。

(筆者：山崎農業経済研究所 所長)

問い合わせ先：m.t.n.m.e.noie@ozzio.jp

(表2) 資金の種類と調達方法

区分		調達方法の留意点	例
運転資金	短期 運転資金	○期中の売上げなどで賄われるべき資金	・もと畜および飼料などの仕入れ資金 ・従業員の給与 ・納税、賞与などの臨時的な支払資金
	長期 運転資金	○長期に運用できることが必要で、自己資金または長期借入金で調達すべき資金	・創業資金 ・規模拡大に伴う資金（増加運転資金） ・研究開発費 ・負債整理や事業転換のための資金
設備資金	非償却 資産	○長期借入金で調達した場合、返済財源は基本的に利益	・放牧地、飼料畑等農地の取得資金 ・畜舎の敷地などの取得資金
	償却 資産	○長期借入金で調達した場合、返済財源は基本的に減価償却費	・建物や機械等固定資産等の取得、改善などにかかる資金

畜産学習室

消費税インボイス制度の導入と 適格請求書発行事業者の登録申請

森税務会計事務所 森 剛一

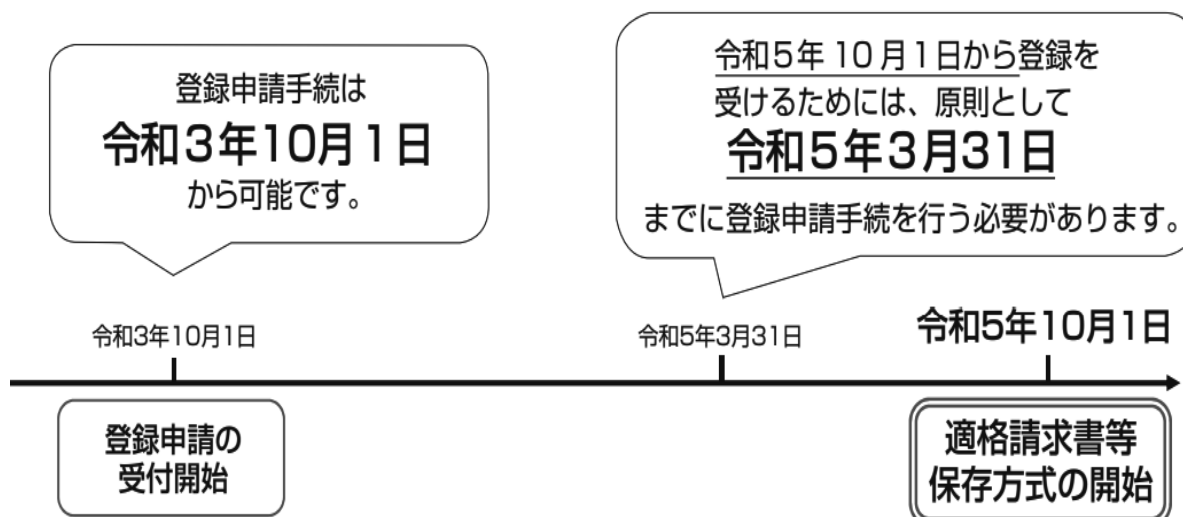
はじめに

令和3年10月1日から「適格請求書発行事業者」（登録事業者）の登録申請手続きが始まりました。これは、令和5年10月1日から開始する適格請求書等保存方式（インボイス制度）に対応するものです。（公社）中央畜産会が発刊する「畜産経営者のための青色申告の手引き」の令和3年分確定申告対応版は、消費税インボイス制度の導入と登録申請に対応した内容となっています。

畜産農業者の登録申請

インボイス制度導入後は、登録事業者が交付する「適格請求書」（インボイス）などの請求書等がないと原則として仕入税額控除ができなくなります。インボイスの発行は、登録事業者に限られるので、買手からインボイスの交付を求められたときに対応できるよう、インボイス制度が開始される前に登録申請をしておく必要があります。インボイス制度開始に間に合わせるには、原則として令和

図1 登録申請のスケジュール
登録申請のスケジュール



5年3月までの登録申請が必要です。なお、登録事業者になると、インボイスの交付義務が課せられます（図1）。

インボイス制度とは

インボイス制度とは、複数税率に対応した仕入税額控除の方式です。複数税率では、税率の異なるごとに取り引きを区分して記帳する「区分経理」が求められます。ただし、複数税率による区分経理に対応した帳簿および請求書等（区分記載請求書等）の保存を求める「区分記載請求書等保存方式」が、令和元年10月1日からすでに導入されており、実際のところ、インボイス制度を導入しなくても複数税率に対応できています。

このため、インボイス制度の導入は、単に複数税率への対応だけでなく、免税事業者における益税を解消することが狙いと考えられます。インボイス制度では、免税事業者インボイスの交付が認められないため、免税事業者からの課税仕入れについては、原則として仕入税額控除ができなくなります。その結果、免税事業者は、消費税相当額の値引きを求められたり、取り引きを断られたりすることがあります。そこで、免税事業者が登録事業者となるため、あえて課税事業者を選択する途も検討する必要があります。

免税事業者からの仕入れに係る経過措置

インボイス制度では、免税事業者など登録

事業者以外の者（免税事業者等）からの課税仕入れについては、要件上必要とされる請求書等の交付を受けることができないことから、原則として仕入税額控除ができません。ただし、インボイス制度開始後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。

経過措置を適用できる期間と一定割合は、次のとおりです。

期 間	割 合
令和5年10月1日から 令和8年9月30日まで	仕入税額相当額の 80%
令和8年10月1日から 令和11年9月30日まで	仕入税額相当額の 50%

この場合、区分記載請求書等保存方式の記載事項に加え、例えば、「80%控除対象」など、経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨を記載した帳簿の保存が必要となります。

仕入税額控除の要件

インボイス制度では、インボイスなどの請求書等および帳簿の保存が仕入税額控除の要件となります。具体的には、仕入税額控除をインボイスなどの税額の積上げ計算によって行うのが原則ですが、従来通り、取引総額からの割戻し計算する方法も認められます。インボイスには、区分記載請求書等保存方式の記載事項に加え、①事業者登録番号、②税率ごとの消費税額および適用税率を記載しなければなりません（図2）。

(図2) 区分記載請求書と適格請求書(インボイス)の記載事項の比較

区分記載請求書

① 書類の作成者の氏名または名称

② 資産の譲渡等の年月日

③ 課税資産の譲渡等に係る内容(軽減対象資産の譲渡等である旨)

④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み)

⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名または名称

請求書

株式会社〇〇御中 XX年11月30日

11月分 131,200円(税込)

日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※	5,400円
11/1	牛肉 ※	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
合計		131,200円
10% 対象		88,000円
8% 対象		43,200円

※軽減税率対象 △△商事株式会社

適格請求書

請求書

株式会社〇〇御中 XX年11月30日

11月分 131,200円(税込)

日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※	5,000円
11/1	牛肉 ※	10,000円
11/2	キッチンペーパー	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計		120,000円 消費税 11,200円
10%対象		80,000円 消費税 8,000円
8%対象		40,000円 消費税 3,200円

※軽減税率対象 △△商事株式会社
登録番号 T12345.....

区分記載請求書の記載事項に以下を加えます。

- ① 登録番号
- ② 税率ごとの消費税額および適用税率
(税率ごとに区分して合計した額は、「税抜き」または「税込み」のいずれでもかまいません。)

ただし、簡易課税制度を選択している場合は、課税売上高から納付する消費税額を計算することから、インボイスなどの請求書等の保存は、仕入税額控除の要件となりません。簡易課税では、課税期間における課税標準額に対する消費税額にみなし仕入率(軽減税率が適用される農業は80%)を掛けて計算した金額が仕入税額控除となります。

保存が必要となるインボイスなどの請求書等の範囲

インボイス制度において、仕入税額控除の要件として保存が必要となる請求書等には、次の3種類(これらの書類に係る電磁的記録を含む)があります。

- ① 売手が交付するインボイス(適格請求書)

または簡易インボイス(適格簡易請求書)

- ② 買手が作成する仕入明細書等
- ③ 卸売市場特例および農協特例(農協等特例)において受託者から交付を受ける一定の書類

なお、②の仕入明細書等は、インボイスの記載事項が記載されており、相手方(売手)の確認を受けたものに限りします。

ただし、公共交通機関や自動販売機、郵便ポストによる取り引きについては、インボイスの交付義務が免除されており、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。従業員等に支給する出張旅費、宿泊費、日当および通勤手当等(通常必要と認められる額に限る)も同様に、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

卸売市場特例および農協特例とは

卸売市場、農協等を通じた流通形態は、どの生産者の農産物等かを把握せずに流通させる仕組みで、課税事業者から出荷された農産物等と免税事業者から出荷された農産物等を区分できないことがあります。この場合、課税事業者である生産者が卸売市場、農協等を通じて販売する農産物に係るインボイスを発行することは困難です。このため、卸売市場、農協等が販売の委託を受けて行う農林水産品の譲渡等にはインボイスの発行義務を免除し、卸売市場、農協等から交付を受けた書類の保存で仕入税額控除を可能としています。

卸売市場特例は、卸売業者が卸売市場において卸売の業務として出荷者から委託を受けて行う生鮮食料品等の販売が対象となります。また、農協特例は、農協や農事組合法人などが次の条件によって無条件委託方式かつ共同計算方式により販売を委託した農林水産物の販売が対象で、譲渡を行う者を特定せずに行うものに限られます。

① 無条件委託方式

出荷した農林水産物について、売値、出荷時期、出荷先等の条件を付けずに、その販売を委託すること。

② 共同計算方式

一定の期間における農林水産物の譲渡に係る対価の額をその農林水産物の種類、品質、等級その他の区分ごとに平均した価格をもって算出した金額を基礎として精算すること。

畜産経営でインボイスの発行が必要なケース

肉用牛肥育経営や養豚経営では食肉市場における枝肉の取り引きに卸売市場特例が適用され、また、酪農経営では農協に出荷する生乳の取り引きに農協特例が適用されるので、インボイスの発行は不要です。ただし、これらの経営においても、堆肥の販売など枝肉以外の取り引きについてはインボイスの交付が求められることがあります。

一方、肉用牛繁殖経営や酪農経営では、家畜市場における取り引きに卸売市場特例は適用されないため、免税事業者が出荷した肉用子牛については、購買者が仕入税額控除をできない分、セリ価格が低くなると想定されます。また、採卵養鶏経営では、鶏卵の取り引きに買手からインボイスの交付が求められることになるでしょう。

免税事業者の登録申請手続き

免税事業者の肉用牛繁殖経営では、消費税分、市場でのセリの価格が低くなる懸念があり、登録事業者になった方が有利です。このほか、消化仕入方式の農産物直売所に販売する農業者は、免税事業者だと消費税相当額を受け取れなくなるため、簡易課税制度を選択して税抜価格1.6%相当額の消費税を納めても登録事業者となって8%の消費税相当額を受け取った方が有利になります。

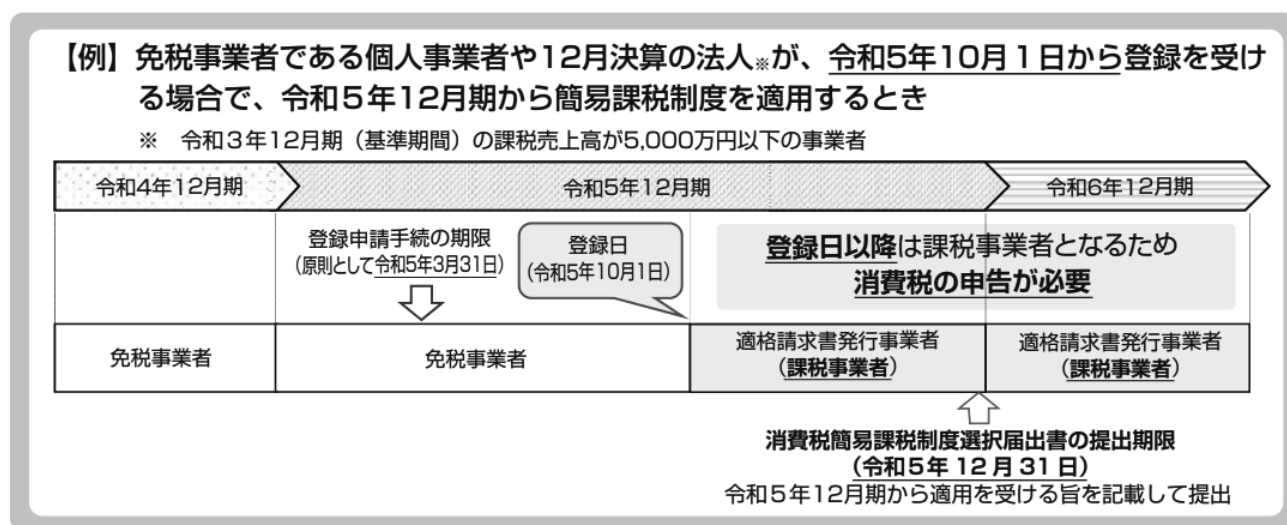
免税事業者が登録を受けるには、「消費税課税事業者選択届出書」を提出して課税事業

者となるのが原則です。また、簡易課税制度の適用を受けるには、課税期間が開始される前に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出するのが原則です。ただし、登録日が令和5年10月1日（の属する課税期間中）の場合は、経過措置により、消費税課税事業者選択

届出書を提出しなくても登録日から課税事業者となり、登録日の属する課税期間に消費税簡易課税制度選択届出書を提出すればその課税期間から簡易課税制度を適用できます（図3）。

（筆者：森税務会計事務所 所長）

（図3）免税事業者の登録申請と簡易課税制度の適用



畜産映像情報

がんばる! 畜産! 5

畜産現場の“今”を30分の番組にしました!
 映像を各種研修会、セミナーにご活用ください!
 配信中の内容: 畜産の最新研究・技術を見る / 豚の肉質を中心とした育種改良技術 / 鶏肉特集第1弾 江戸文化を受け継ぐ東京しゃもを大特集! / 他



◀スマートフォンからはこちら
 ▼パソコンからはこちらで検索

お問合せ: (公社) 中央畜産会 経営支援部 (情報) TEL03-6206-0846



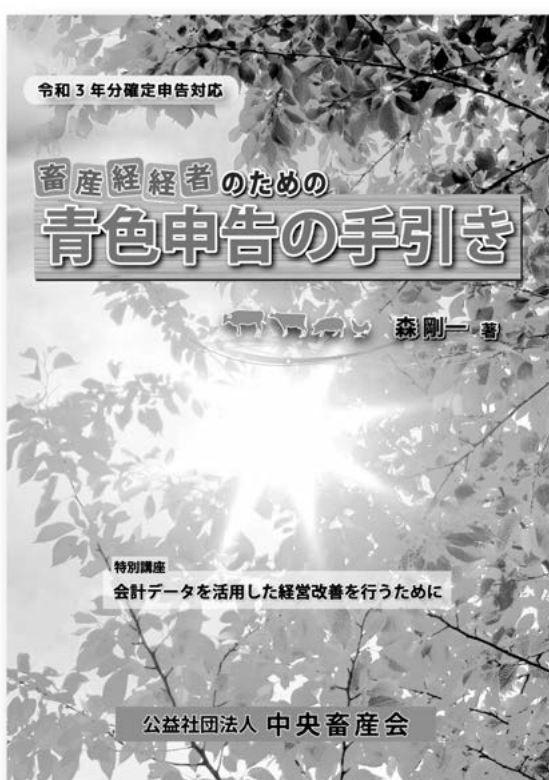
中央畜産会からのお知らせ

畜産経営者・経営指導者待望の新刊!

畜産経営者のための
青色申告の手引き

— 令和3年分確定申告対応 —

森 剛一 著

特別付録「会計
データを活用した
経営改善を行う
ために」を収録!

畜産経営の発展を図るためには、記帳に基づく経営管理の一層の改善および合理化が求められます。

本書は、平成15年版以降改訂を重ね、今般見直しを行った改訂版で、消費税インボイス制度をはじめ、各種奨励金・補てん金、肉用牛免税等優遇税制や共済金・共済掛金等の経理処理といった最新の事業制度にも対応。

畜産経営者・経営指導者必携の一冊です。

【主な内容】

- 第1章 青色申告の制度
- 第2章 畜産経営の簿記記帳実務
- 第3章 決算と確定申告
- 第4章 事業継承と法人化の税務
- 参考資料 確定申告書 B 記入例 他

お問い合わせ・お申込みは下記まで

公益社団法人中央畜産会 経営支援部 (情報)

〒101-0021 東京都千代田区外神田 2-16-2 第2 ディアイシービル 9階
TEL: 03-6206-0846 FAX: 03-5289-0890 Email: book@jlja.jp

畜特資金情報

令和2年度畜産特別資金等借入者に係る 経営改善状況調査結果の概要について②

(公社)中央畜産会 資金・経営対策部

2 養豚経営

(1) 畜産特別資金〔養豚経営改善支援資金、養豚特別支援資金、(新)養豚特別支援資金、改善緊急支援資金(養豚)〕

ア 2年末の負債減少戸数の全体に占める割合が0.4ポイント上昇、負債増加戸数が0.4ポイント低下し前年末より改善

① 報告があった農家12戸のうち、負債減少戸数は11戸(全体の91.7%)、負債増加戸数1戸(同8.3%)となっています。

② 元年末、2年末を対比すると、負債減少戸数の全体に占める割合が91.3%から91.7%に上昇、負債増加戸数の割合が8.7%から8.3%に低下しています。

イ 負債減少戸数では、「借入金残高、買掛・未払金残高がともに減少 A」の割合が10.1ポイント前年末より低下

負債減少戸数の割合は、全体の91.7%で、その内容(3区分)を前年末対比で見ると、「借入金残高、買掛・未払金残高がともに減少 A」が43.5%から33.3%に低下しています。

ウ 負債増加戸数は、「追加投資なく負債増加 C」の割合が4.3ポイント前年末より低下

負債増加戸数の割合は、全体の8.3%で、その内容(3区分)を前年末対比で見ると、「追加投資なく負債増加 C」4.3%から0.0%に低下しています。

(表9) 畜産特別資金(養豚)の負債増減の要因内訳

(単位:戸、%)

区分	集計戸数	負債減少戸数	借入金残高、買掛・未払金残高がともに減少 A	借入金残高は減少したが買掛・未払金残高は増加 B	借入金残高は増加したが買掛・未払金残高は減少 C	負債増加戸数	投資による増加(投資額≥増加額) A	投資による増加(投資額<増加額) B	追加投資なく負債増加 C
2年末(1)	12	11	4	6	1	1	1	0	0
(%)	100.0	91.7	33.3	50.0	8.3	8.3	8.3	0.0	0.0
元年末(2)	23	21	10	11	0	2	1	0	1
(%)	100.0	91.3	43.5	47.8	0.0	8.7	4.3	0.0	4.3
(1)-(2)(%)	-	0.4	-10.1	2.2	8.3	-0.4	4.0	0.0	-4.3

エ 利子請求戸数の減少要因は、約定完済
2件となっています。

(2) 畜産経営維持緊急支援資金（養豚）

ア 2年末の負債減少戸数の全体に占める
割合が3.9ポイント低下、負債増加戸数
が3.9ポイント上昇し前年末より悪化

① 報告があった42戸のうち、負債減少
戸数は35戸（全体の83.3%）、負債増
加戸数は7戸（同16.7%）となってい
ます。

② 元年末、2年末を対比すると、負債
減少戸数の全体に占める割合が87.2%
から83.3%に低下、負債増加戸数の割
合が12.8%から16.7%に上昇していま

す。

イ 負債減少戸数では、「借入金残高、買
掛・未払金残高がともに減少 A」の割
合が12.2ポイント前年末より上昇

負債減少戸数の割合は、全体の83.3%
で、その内容（3区分）を前年末対比で
みると、「借入金残高、買掛・未払金残
高がともに減少 A」が42.6%から54.8%
に上昇しています。

ウ 負債増加戸数では、「追加投資なく負
債増加 C」の割合が3.9ポイント前年末
より上昇

負債増加戸数の割合は、全体の16.7%
で、その内容（3区分）を前年末対比で
みると、「追加投資なく負債増加 C」が

(表 10) 畜産特別資金（養豚）の利子請求戸数の減少要因

(単位：戸、%)

年度	減少戸数	内 訳		
		経営中止	繰上完済	約定完済
2年度	2 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (100.0)
元年度	2 (100.0)	1 (50.0)	1 (50.0)	0 (0.0)

(表 11) 畜産経営維持緊急支援資金（養豚）の負債増減の要因内訳

(単位：戸、%)

区 分	集計戸数	負債減 少戸数	借入金残高、 買掛・未払金 残高がともに 減少 A	借入金残高は 減少したが買 掛・未払金残 高は増加 B	借入金残高は 増加したが買 掛・未払金残 高は減少 C	負債増 加戸数	投資による 増加（投資 額≥増加額） A	投資による 増加（投資 額<増加額） B	追加投資なく 負債増加 C
2年末 (1)	42	35	23	12	0	7	0	0	7
(%)	100.0	83.3	54.8	28.6	0.0	16.7	0.0	0.0	16.7
元年末 (2)	47	41	20	20	1	6	2	1	3
(%)	100.0	87.2	42.6	42.6	2.1	12.8	4.3	2.1	6.4
(1) - (2) (%)	-	-3.9	12.2	-14.0	-2.1	3.9	-4.3	-2.1	10.3

(表 12) 畜産経営維持緊急支援資金（養豚）の利子請求戸数の減少要因

(単位：戸、%)

年度	減少戸数	内 訳		
		経営中止	繰上完済	約定完済
2年度	5 (100.0)	0 (0.0)	2 (40.0)	3 (60.0)
元年度	3 (100.0)	1 (33.3)	2 (66.7)	0 (0.0)

6.4%から16.7%に上昇しています。

エ 利子請求戸数の減少要因は、繰上完済が2戸、約定完済が3戸となっています。

Ⅲ 調査結果を踏まえた対応

本調査は、畜産特別資金等借入者の負債の動向をモニタリングするもので、調査結果では畜産特別資金等借入者の約69%が負債を減少させているものの、一方、約31%の借入者が負債を増加させています。

このうち、「追加投資がなく増加」により負債を増加（約9%）させているケースについては、負債の増加が何に起因するものかきちんと原因を究明し、それを改善するための指導方策を具体的に立てて関係機関が連携して取り組んでいく必要があることを強く認識する必要があります。

また、投資による増加は、本来、負債対策農家に対して安易に新規投資を認めることは望ましいことではありませんが、一定期間畜産特別資金等を借りている経営にとって最小限の投資が必要な場合も生じてくることは十

分予想されることから、何らかの基準を作っておくことが望ましいです。「計画書審査基準作成マニュアル」（18年6月社団法人中央畜産会）において、以下の基準をクリアする場合は、新規投資を認める取り扱いも一つの方法として提起しているので、これらを参考としつつ経営改善につながる指導となるよう取り組む必要があります。

- ① 新規投資に必要な資金のうち、最低として30%の自己資金（残高確認できる貯金などのコピー添付）を有することを農協等が証明できること。
- ② 新たに借入れする借入金部分の償還額（増加する部分）が現在確保できている償還財源実績の余剰部分で返済できることが確認できること。

問い合わせ先

(公社)中央畜産会 資金・経営対策部

担当 : 小林

TEL : 03-6206-0833

FAX : 03-5289-0890

農畜産業振興機構からのお知らせ

各種交付金単価の公表について

肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）〔令和3年10月分〕

（独）農畜産業振興機構は、令和3年10月に販売された交付対象牛に適用する畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項に規定する交付金について、肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱（平成30年12月26日付け30農畜機第5251号）第4の6の（5）のオの規定および同（5）のカの規定により準用する同（1）から（4）までの規定に基づき標準的販売価格および標準的生産費ならびに交付金単価を表1および表2のとおり公表しました。

また、当該交付対象牛に係る交付金の交付については、概算払いを行います。標準的生産費および交付金単価の確定値については、令和4年2月上旬に公表する予定です。

（表1）肉専用種の交付金単価（概算払）

算出の区域	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)※1	算出の区域	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)※1
北海道	1,189,696円	1,140,167円	—	埼玉県	1,222,088円	1,126,155円	—
青森県	1,205,976円	1,111,636円	—	千葉県	1,222,088円	1,126,725円	—
岩手県 (日本短角種を除く。)	1,205,976円	1,093,541円	—	東京都	1,222,088円	1,107,013円	—
				神奈川県	1,222,088円	1,148,888円	—
岩手県 (日本短角種)	781,150円	706,704円	—	山梨県	1,222,088円	1,160,683円	—
				長野県	1,222,088円	1,137,834円	—
宮城県	1,205,976円	1,119,109円	—	静岡県	1,222,088円	1,121,219円	—
秋田県	1,205,976円	1,093,032円	—	新潟県	1,225,704円	1,095,908円	—
山形県	1,205,976円	1,056,581円	—	富山県	1,225,704円	1,142,895円	—
福島県	1,205,976円	1,130,836円	—	石川県	1,225,704円	1,135,844円	—
茨城県	1,222,088円	1,134,732円	—	福井県 ※2	1,407,990円	1,155,355円	—
栃木県	1,222,088円	1,138,687円	—	岐阜県 ※2	1,406,136円	1,165,518円	—
群馬県	1,222,088円	1,144,452円	—	愛知県	1,223,184円	1,129,419円	—

(つづく)

(つづき)

算出の区域	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)※1	算出の区域	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)※1
三重県	1,223,184円	1,118,638円	—	徳島県	1,233,636円	1,109,921円	—
滋賀県	1,277,686円	1,127,714円	—	香川県	1,233,636円	1,127,980円	—
京都府	1,277,686円	1,160,270円	—	愛媛県	1,233,636円	1,101,401円	—
大阪府	1,277,686円	1,122,623円	—	高知県	1,233,636円	1,081,092円	—
兵庫県	1,277,686円	1,091,757円	—	福岡県	1,216,128円	1,130,733円	—
奈良県	1,277,686円	1,098,226円	—	佐賀県	1,216,128円	1,125,018円	—
和歌山県	1,277,686円	1,094,414円	—	長崎県	1,216,128円	1,117,900円	—
鳥取県	1,217,068円	1,121,984円	—	熊本県	1,216,128円	1,124,471円	—
島根県	1,217,068円	1,097,502円	—	大分県	1,216,128円	1,124,007円	—
岡山県	1,217,068円	1,055,847円	—	宮崎県	1,216,128円	1,129,258円	—
広島県	1,217,068円	1,055,974円	—	鹿児島県	1,216,128円	1,140,033円	—
山口県	1,217,068円	1,063,568円	—	沖縄県	1,223,817円	1,060,833円	—

(表2) 交雑種・乳用種の交付金単価(概算払)

	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)※1
交雑種	695,474円	716,824円	13,215.0円
乳用種	455,320円	481,740円	17,778.0円

※1 肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)は、肉用牛1頭当たりの標準的生産費と肉用牛1頭当たりの標準的販売価格との差額に100分の90を乗じた額から6,000円を控除した額です。

※2 ※2を付した2県については、都道府県標準販売価格が、全国一律を区域として算出した標準的販売価格に、都道府県標準販売価格の標準偏差の2倍の額を加えた額を上回ったため、単独で標準的販売価格の算定を行っています。

注1) 令和2年4月末日から令和3年5月末日までに負担金の納付期限を迎える登録肉用牛のうち、負担金の納付期限を猶予した登録肉用牛について、交付金の交付がある場合は、国費分のみ(4分の3相当額)の支払いとなります。

注2) 令和2年3月末日までに負担金の納付期限を迎える登録肉用牛のうち、令和3年5月末日までに積立金が不足した以下の都道府県において、令和3年4月以降に販売された登録肉用牛について、交付金の交付がある場合は、国費分のみ(4分の3相当額)の支払いとなります。

(肉専用種)

北海道、青森県、岩手県(日本短角種を除く。)、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県、新潟県、石川県、福井県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(交雑種)

東京都、京都府